

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（県立学校人事課）

一 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる学校職員の範囲を拡大等するための改正

二 内容

- (一) フレックスタイム制の対象を全校職員に拡大
- (二) 休憩時間を任意の時間に設定可能
- (三) 時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大
- (四) 仕事と介護の両立支援制度に関する周知など、教育委員会が講じなければならない措置を規定

三 施行期日

令和七年四月一日